



# 消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

## ～ライターは子どもの手の届かないところへ～

### 【事例】

簡易ガスライターを収納していた引き出しの開閉で思わぬ力がかかって発火し、棚板が焦げた。

### ＜消費生活相談窓口＞

● 役場消費生活相談窓口  
(役場町民課内)

TEL 0796・36・1941 (直通)

● たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!

### 【ひとことアドバイス】

- ◇今年9月27日から「PSCマーク」(消費者生活用製品の安全マーク)がないライターは販売禁止になりました。
- ◇子どもが簡単に扱えないよう、点火レバーを固くしたり複数の操作が必要となりました。
- ◇直射日光が当たる場所や高温になる場所に放置すると破裂する恐れがあります。



### ◀ PSCマーク

消費生活用製品安全法に基づき、国の定めた技術上の基準に適合した製品に付けられる表示



こんなとき、どうする?

